

石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奨学金の貸与を受け修学した者が、石巻市が指定する資格を取得し、卒業後に石巻市内に居住し、かつ、就労した場合において、その者が借り入れた奨学金の返還金額の一部について、予算の範囲内で石巻市奨学金返還支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域包括ケアシステムの展開に必要となる医療及び福祉に係る人材の確保と定住促進を図ることを目的とする。

2 助成金の交付については、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象となる奨学金)

第2条 助成金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- (2) 石巻市奨学金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める奨学金

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 石巻市に住所を有し、助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して居住する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学又は専修学校専門課程に進学し、在学している期間に前条各号に規定する奨学金の貸与を受けた者
- (3) 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者
- (4) 平成28年4月1日以降に、石巻市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、石巻市内の事業所（以下「市内事業所」という。）において前号に掲げる資格に基づく業務に従事する者で、助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務するもの（国及び地方公共団体の職員を除く。）
- (5) 月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を行っている者又は助成金の交付を申請する年度内に月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を開始する者
- (6) 奨学金の返還に滞納がない者
- (7) 全ての市税に滞納がない者
- (8) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金の交付を申請する年度内に返還すべき奨学金の返還金の額（以下「返還金額」という。）とする。ただし、助成金の交付を申請する年度にお

いて、助成金の交付を申請する年度内に半年賦又は年賦により奨学金の返還を行う者が石巻市に居住した期間又は市内事業所において就労した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数又は就労月数のうちいずれか短い方の月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）で案分した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、助成対象の返還金額とする。

2 繰上返還等による奨学金の返還額は、前項に規定する返還金額に含まないものとする。

3 第1項の助成金の額は、1年度につき20万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。

（助成対象期間）

第5条 助成対象期間は、助成金の交付の対象となった最初の月から起算して3年を限度とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（初回申請時に限る。）

（2）申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの

（3）奨学金の借入残額を証するもの

（4）勤務先及び就職年月日を証するもの

（5）第3条第3号に規定する資格の取得を証するもの

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、原則として毎年4月とする。ただし、初めて助成金の交付を申請する場合に限り、10月に申請書を提出することができるものとする。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に石巻市奨学金返還支援事業助成金交付申請取下げ届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（中止等の届出）

第9条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該

当するときは、石巻市奨学金返還支援事業助成金中止（休止）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 市外へ転出したとき。
- (2) 市内事業所を退職したとき。
- (3) 市外の事業所に勤務することとなったとき。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、助成金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還したときは、助成金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに、石巻市奨学金返還支援事業助成金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の返還の事実を証するもの
- (2) 在職証明書（様式第6号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、石巻市奨学金返還支援事業助成金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内に、石巻市奨学金返還支援事業助成金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたことが判明したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、交付決定者に助成金の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日告示第25号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第123号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年7月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、次の各号に掲げる様式で現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

(1) この告示による改正前の石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の規定により作成された様式第1号及び様式第3号から様式第5号まで

(2) この告示による改正前の石巻市買物支援対策助成金交付要綱の規定により作成された様式第1号、様式第4号及び様式第7号

様式第 1 号（第 6 条関係）

石巻市奨学金返還支援事業助成金交付申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所 石巻市
氏 名
電話番号
生年月日 年 月 日（ 歳）

石巻市奨学金返還支援事業助成金の交付を受けたいので、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に関して、市が保有する私に関する住民基本台帳情報及び市税情報並びに宮城県が保有する暴力団員等に関する情報について、市が調査することに同意します。

記

申請区分	初年度 ・ 2 年目以降
奨学金の名称	
奨学金貸与機関の名称	
奨学金借入残額	円
申請に係る取得資格名	
勤務先の名称及び所在地	名 称 所在地
就職年月日	年 月 日
年度 奨学金返還金額	(年 月～ 年 月分) 円
交付申請額	円

添付書類

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（初年度申請時のみ）
- (2) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
- (3) 奨学金の借入残額を証するもの
- (4) 勤務先及び就職年月日を証するもの（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）
- (5) 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 3 条第 3 号に規定する資格の取得を証するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

石巻市（ ）指令第 号

住所

氏名

様

石巻市奨学金返還支援事業助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市奨学金返還支援事業助成金については、下記のとおり決定したので、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

1 交付の可否 可 ・ 否

2 交付しない場合の理由

3 助成金交付決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

石巻市奨学金返還支援事業助成金交付申請取下げ届出書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所
氏名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市奨学金返還支援事業助成金について、下記のとおり交付の申請を取り下げることとしたので、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 交付申請取下げ理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

石巻市奨学金返還支援事業助成金中止（休止）届出書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所
氏名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市奨学金返還支援事業助成金について、下記のとおり中止（休止）したいので、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

- 1 中止（休止）の理由
- 2 中止の時期（休止の期間）

様式第5号（第10条関係）

石巻市奨学金返還支援事業助成金実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所
氏名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市奨学金返還支援事業助成金について、 年度の期間中に返還すべき奨学金を全て返還しましたので、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 年度奨学金返還金額 円

2 添付書類

- (1) 奨学金の返還の事実を証するもの
- (2) 在職証明書（様式第6号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

在 職 証 明 書

氏 名		
住 所		
生 年 月 日	年 月 日	
勤 務 先	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
就 業 年 月 日	年 月 日	
職 種		
職 務 内 容		

上記の者は、 年 月 日現在、当社に在職していることを証明します。

年 月 日

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ (印)

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

石巻市長



石巻市奨学金返還支援事業助成金確定通知書

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付を決定した石巻市奨学金返還支援事業助成金について、下記のとおり確定したので、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

助成金交付確定額 金 円

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

石巻市奨学金返還支援事業助成金請求書

年 月 日

石巻市長（あて）

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で助成金確定通知のあった石巻市奨学金返還支援事業助成金について、石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名								本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								